

## 「東日本大震災を新たな水産業の創造と新生に」

### 緊急提言（エグゼクティブ・サマリー）

#### 提言1：新しい水産業の創造・新生に向けた緊急対策

漁港別水揚量・加工数量、漁船数、施設復興規模、継続事業者数、海洋漁場環境や必要用地などを早急に調査し、現実的な全体像を捉えるとともに、関連予算を弾力的かつ一体的に運用する。

- (1) 最も大事なことは、現実に即した状況の把握である。県、市町村及び民間組織などが、三陸沖の最近の水産資源・漁獲量から判断して、適切な投資・改修などの具体的計画（「水産業新生プラン」）の策定に着手する。
- (2) また、海や生態系が、地盤沈下やガレキ、油濁物質の流出などで大きく変化しており、漁船などを使った調査も急ぎ実施する。
- (3) 漁業及び加工業などへの就業の希望調査なども実施しながら、漁業者のネット販売事業、他地区への移転も含めた共同・協業化や会社化、先進地域や被災地域での研修・訓練の実施や雇用の創設を行う。また、暫定的に活用できる外国のフロート型加工船なども導入する。
- (4) 当面の緊急対策を実施するために、全国一律で共済保険制度の補填を目的とした、現行の資源管理・漁業所得補償制度予算を組み替え、資源回復と漁場回復を目的とした「東日本大震災を対象とする水産業個別所得補償制度」を創設し、被災から立ち直る1～3年間をこれにあてる。また、ハード、ソフト、港湾・漁港、事業主体別、及び省庁内の予算区分の垣根については、これを可能な限り撤廃する。

## 提言 2：新しい水産業の創造・新生のための根本・抜本対策

- ① 水産都市と漁業地域（漁村・漁港集落）の建設を、産業拠点の一体整備、職住地区の分離、高台へのコミュニティー移転、防災から避難への理念転換など新しい発想で行う。

(1) 中核となる水産都市について、現在の三陸沖の資源量や過去の漁獲実績などからみて、水揚げ能力、加工能力、販売能力及び用地の獲得能力などの調査に基づく現実的な（ピーク時の2分の1程度）の能力を数値目標とした水産業新生プランを作成する。

また、漁業地域（漁村・漁港集落）についても、過去の漁獲実績、養殖実績、漁船数、漁業者数、後継者数などと、被災状況や漁村間距離などからみて、単独ないし複数に統合した地域での水産業新生プランを作成する。

(2) 湾口防波堤や防潮堤の効果と弊害について、客観的かつ広範囲の角度から分析・評価する。従前の工学的視点のみならず、心理学・人間行動学的視点と環境の評価も行う。

(3) 地理的、歴史的、及び操業範囲が近接する地域については、中核となる都市を定めて、そこに施設機能を統合する。そして、漁業、流通業、加工業、関連産業が一体となったコンパクトな水産都市を建設し、かつ施設は合理化、高度化すべきである。

(4) 第1種・第2種漁港については、可能な範囲で職住一体をやめ、小漁船などが集合・係留される小規模な漁港及び施設については、中核とする漁港に統合する。また、可能な限り高台移転を行い、それが不可能な場合については、避難道路、避難場所を建設する。

## 提言 2 :

- ② 資源状態が悪いマサバ、マイワシ、カツオなどの資源回復を図るためTAC（総漁獲可能量）を低位に設定するとともに、不必要な競争を排除し、価格の安定と経費節減を図るためIQ（個別漁獲割当）／ITQ（譲渡性IQ）制度を導入する。

また、地域産業の回復のために必要な場合に、中核となる水産都市の港ごとに加工振興枠を設定する。

- (1) 東北海域を回遊するこれらの魚種は、現在、資源状態が悪化しており、大震災により水揚げしても加工・冷凍能力に欠け、放射性物質の影響で消費が減退しているとみられる機会に、水産資源の回復、価格の安定と経費の節減を図る。このため、外国や新潟県に先例があるIQ／ITQ制度を導入する。

漁獲削減による収入減少に対しては、新たに創設する水産業個別所得補償制度を適用して、漁業者などの経済を支援する。

- (2) これらを促進するため、中核となる水産都市には、被災地の早急なる復興に資するため、水揚量をあらかじめ指定する加工振興枠を設定（%配分）する。これにより水産物の当該地域への水揚げを義務付け、復興を支援する。

- (3) 漁業、流通業、加工業、関連産業は一体的に振興を図るべきものであり、水揚げのみがなされても、他の産業の回復がなされなければ、水産都市の回復が果たせない。漁船は、日用品購入、漁船修理、メンテナンスなどを総合的に期待して入港・水揚げするシステムを必要とし、近隣の水産都市との能力・機能の調整を図るべきである。

- (4) また、高次の衛生管理機能を持つ加工業の振興を図る。特に、外国市場向けは、高度な加工と衛生基準（HACCP、ISO）を満たすものとする。

こうした制度改正と新しい水産都市の建設により、水産物の安定供給と水産資源の持続可能性がタイアップできる体制とすべきである。

## 提言 2 :

③ 新規参入と後継者確保を促進し、沿岸漁業の活性化と収入の安定化を図るため、漁業権を広く開放する。

また、漁業協同組合の門戸を広く地域全体の水産業関連産業に開放し、経営や意思決定などのプロセスを透明にする。

(1) 水産資源は国民共有の財産である。漁業権もいわば国民共有の財産を漁獲する権利であり、漁業者は漁業権という限られた権利を与えられた者である。

(2) 養殖の漁業権や定置漁業権も、大震災により後継者不足などが加速し、経営困難の拡大が予想され、広く民間企業などにも漁業権を開放し、後継者不足の解消と産業の継続に努めるべきである。

また、諸外国に比べ、漁業、養殖業の規模が小さすぎるため生産性が低く、大型化・合理化を総漁場能力の範囲内で行うべきである。この際、県が直接、企業または漁業者に漁業権を許可する。

(3) 漁業協同組合の正組合員資格を、水産関係産業（加工業、流通業、造船業、問屋業など）にも開放し、地域の中核団体とすべきである。もしくは、同内容の会員を有する法人を設立できるようにすべきである。

また、組合事業は赤字が慢性的で、内訳が不明瞭な事業外利益で補填されることも多い。補助金が多数交付される震災復興に合わせて、公認会計士による外部監査を導入すべきである。

### 提言 3：放射能汚染の正確かつ速やかな情報開示と調査研究体制の確立

海や水産物の放射性物質による汚染防止のため、正確かつ速やかな情報開示を行うとともに、水産研究機関独自のデータ収集・モニター調査を実施する。

併せて、原子力産業から独立した研究・検査体制を早急に確立し、放射性物質の水産生物への内部被曝や生物濃縮の機構解明を急ぐ。

- (1) 生物濃縮のメカニズムや内部被曝の影響に関する基本的な調査研究がほとんど行われておらず、政府からの発表の信憑性に疑いが呈示されている。

また、海洋汚染データについても、東京電力の発表だけでなく、海洋生態系の調査研究の観点から、水産研究機関が広範囲に、積極的、定期的、連続的に調査を実施し、水産関係者や消費者、国民に情報提供すべきである。

さらに、市場関係者が独自に入荷水産物の検査を行うことも、食の安全・安心の確保から極めて重要であり、必要な支援を行うべきである。

- (2) これまで原子力発電所からの排水の影響調査も、水産研究機関の独立した調査研究となっていない。外国人の研究者も入れ、公正中立な研究体制として「海洋生物放射能研究所」を樹立し、国内外に必要な情報を提供すべきである。